

第1条

第2条

第3条 次に掲げる通知の規定中「氏名を記入し、押印する」を「氏名を付記する」に改める。

一

二

三

四

五

六

七

八

九

十

十一

十二

十三

十四

チリ産さくらんぼ生果実に関する植物検疫実施細則（平成13年10月31日付け13生産第5599号生産局長通達）3（2）ウ